

第30回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年12月23日(火) 午後13時30分～

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(14名)

1	山本伸男	2	山本弥須弘	3	篠崎英明	4	松浦栄
5	中本誉	6	兵頭正男	7	那須健一	8	山田耕二
9	清家壽秋	10	山下展輝	11	浅野剛志	12	毛利久志
13	兵頭知幸	14	谷口雄記				

4. 欠席委員(2名)

5	中本誉	8	山田耕二				
---	-----	---	------	--	--	--	--

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第109号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第110号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第111号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第112号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について

日程第6 議案第113号 鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について

6. 農業委員会事務局職員

局長	奥藤幸利	主幹	新谷茂	主事	水代康成
----	------	----	-----	----	------

7. 会議の概要

事務局	(司会進行)
会長	(会長挨拶)
事務局	(司会進行)
議長	ただいまの出席委員は <u>12</u> 名であります。中本農業委員、山田農業委員、西川推進委員、杉本推進委員、宇都宮推進委員、善家推進委員より欠席の連絡を受けております。定数に達しておりますので、これより第30回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。
議長	これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。各委員のご協力をお願いします。
議長	日程第1 「議事録署名委員の指名について」 鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に <u>4番 松浦 荣 委員</u> 、 <u>6番 兵頭 正男 委員</u> 、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願いします。
議長	続いて日程第2 議案第109号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	順位1番について、 <u>浅野剛志</u> 委員より説明願います。
浅野委員	議席番号11番 浅野です。 議案第109号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第109号 順位1番 説明】
浅野委員	12月17日に譲受人、毛利農業委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第109号 順位1番 説明】
浅野委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ただ今、浅野委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第109号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。

各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第109号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。
議 長	続いて日程第3 議案第110号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	順位1番について、 ^{せいけとしあき} 清家壽秋委員より説明願います。
清 家 委 員	議席番号9番 清家です。 議案第110号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第110号 順位1番 説明】
清 家 委 員	12月17日に申請人、西川推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第110号 順位1番 説明】
清 家 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしくお願ひします。
議 長	ただ今、清家委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第110号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当にすることにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第110号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。
議 長	続いて日程第4 議案第111号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	ここで、議長を会長職務代理者である ^{ひょうどうともゆき} 兵頭知幸委員に交代します。
	(議長交代)
議 長 (兵頭 委員)	議長を交代いたしました。

議長 (兵頭委員)	順位1番について、谷口雄記委員より説明願います。 <small>たにぐちゆうき</small>
谷口委員	議席番号14番 谷口です。 議案第111号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第111号 順位1番 説明】
谷口委員	12月17日に申請者代理人、田中推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第111号 順位1番 説明】
谷口委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしくお願いします。
議長 (兵頭委員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長 (兵頭委員)	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第111号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当にすることにご異議のない方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
議長 (兵頭委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第111号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。
議長 (兵頭委員)	議長を谷口委員に交代します。
	(議長を交代)
議長	議長を交代いたしました。
議長	続いて日程第5 議案第112号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明願います。
事務局	それでは順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第112号 順位1番から24番まで 説明】
事務局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長	ただ今、順位1番から24番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第112号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、順位1番から24番は原案のとおり決定することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。
各委員	(挙手)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第112号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、順位1番から24番は原案のとおり決定させていただきます。
議長	日程第6 議案第113号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」を議題とします。事務局より説明願います。
事務局	失礼します。 議案第113号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」説明します。 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2におきまして、「計画の変更を行う場合は、農業委員会の意見を聞くものとする。」と定められています。 そのため町長より同計画の変更について意見を求められたものであります。
議長	順位1番について山本弥須弘委員より説明願います。
山本委員	議席番号2番 山本です。 議案第113号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、順位1番の説明をします。
	【調査書に基づき、議案第113号 順位1番 説明】
山本委員	12月18日に申請人、事務局2名、私の計4名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告します。
	【調査書に基づき、議案第113号 順位1番 説明】
山本委員	以上により、申請地は農用地区域から除外しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。

各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第113号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、順位1番は支障のないものとして回答することにご異議の方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第113号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、順位1番は支障のないものとして回答することと決定させて頂きます。
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第30回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	4番
	6番